

福井県警察の車両運転技能認定に関する訓令

平成 29 年 3 月 17 日
福井県警察本部訓令第 9 号

改正

令和元年 8 月 29 日本部訓令第 26 号

福井県警察の車両運転技能認定に関する訓令を次のように定める。

福井県警察の車両運転技能認定に関する訓令

福井県警察の車両運転技能認定に関する訓令（平成 14 年福井県警察本部訓令第 8 号）の全部を次のように改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 認定等（第 8 条—第 12 条）

第 3 章 認定検査等（第 13 条—第 17 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、福井県警察が管理する自動車（原動機付自転車を除く。以下「警察車両」という。）の運転に従事する福井県警察職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）の運転技能の認定（以下「認定」という。）に係る検査（以下「認定検査」という。）等について必要な事項を定め、もって職員の運転技能の向上及び交通事故の防止を図ることを目的とする。

（総括責任者の責務）

第 2 条 県警察に認定に係る事務の総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括責任者は、認定検査の合否の決定その他の訓令に規定する事務を総括する。

（副総括責任者）

第 2 条の 2 県警察に認定に係る事務の副総括責任者を置き、本部の警務課長をもって充てる。

2 副総括責任者は、総括責任者を補佐するとともに、認定に関する事務を行う。

（所属長の責務）

第 3 条 所属長は、所属職員の運転技能の実態を把握し、その適正な配置運用に努めるとともに、所属職員の運転技能の向上と交通事故防止に係る施策の実施に努めるものとする。

2 所属長は、2 級の認定検査を行い、合否を判定するものとする。

3 所属長は、所属における運転技能診断（以下「運転技能診断」という。）を行い、赤色回転灯が設置されていない警察車両の運転の可否を決定するものとする。

（職員の責務）

第4条 職員は、常に運転技能の向上を図り、積極的に認定の取得に努めるものとする。

(警察車両の運転)

第5条 所属長は、認定を取得した職員又は運転技能診断により赤色回転灯が設置されていない警察車両を運転することができることとされた職員（以下「認定を取得した職員等」という。）でなければ、警察車両を運転させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、所属長は、認定を取得した職員等以外の職員に警察車両を運転させることができる。

- (1) 認定検査、運転技能診断及び運転技能の指導を行う場合
- (2) 職務執行上特に必要と認めた場合

2 所属長は、運転技能診断により赤色回転灯が設置されていない警察車両を運転することができることとされた職員に警察車両を運転させるときは、赤色回転灯が設置されていない警察車両に限るものとする。

(緊急走行指導専門官の指定等)

第6条 総括責任者は、警察緊急自動車運転技能中堅指導者専科修了者の中から緊急走行指導専門官を指定するものとする。

2 緊急走行指導専門官は、総括責任者の指揮の下、1級の認定検査に当たるとともに、緊急自動車の運転技能に関する教養、実技指導等により、認定を取得した職員の運転技能の向上に努めるものとする。

(所属検査員の指定等)

第7条 所属長は、所属における2級の認定検査及び運転技能診断の検査員（以下「所属検査員」という。）について、必要数の人員を所属職員の中から指定するものとする。

2 所属長は、所属検査員が実施する認定検査、運転技能診断等に係る知識及び技能の向上のため、所属検査員に対する指導教養の実施に努めるものとする。

3 所属検査員は、所属長の指揮の下、2級の認定検査及び運転技能診断を行うとともに、教養、実技指導等により所属職員の運転技能の向上に努めるものとする。

第2章 認定等

(認定の種別)

第8条 認定の種別は、大型技能認定、中型技能認定、普通技能認定、大型自動二輪技能認定及び普通自動二輪技能認定とし、その級位は1級及び2級とする。

2 前項の級位による運転条件は、別表第1のとおりとし、各認定種別で運転できる車両の種別は、別表第2のとおりとする。

(認定検査の受検資格)

第9条 認定検査の受検資格は、別表第3のとおりとする。

(受検資格の特例)

第10条 前条の規定にかかわらず、所属長は、普通技能認定1級及び大型自動二輪技能認定1級に関して、特に必要と認める職員について、別表第4の条件を満たす場合は、認定検査の受検を申請することができるものとする。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の5第1項及び第2項に該当する者（初心運転者標識表示義務のある者）は、除くものとする。

(認定検査等の実施)

第11条 認定検査及び運転技能診断（以下「認定検査等」という。）の実施は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 通常認定検査 定期的に全所属の職員を対象に一斉に行う1級の認定検査をいう。実施日については、総括責任者が別途指定するものとする。
- (2) 特別認定検査 所属長の申請に基づき、総括責任者が必要と認める場合に行う1級の認定検査をいう。実施日については、総括責任者が別途指定するものとする。
- 2 2級の認定検査は、必要に応じて所属長が実施するものとする。
- 3 運転技能診断は、必要に応じて所属長が実施するものとする。
(認定検査の申請)

第12条 所属長は、職員に1級の認定検査を受けさせるときは、運転技能認定検査申請書（別記様式第1号）により、総括責任者に申請するものとする。

- 2 前項の職員が、第13条第7項第1号及び第2号のいずれかの免除事由に該当する場合は、所属長が必要と判断する認定種別及び級位について、車両運転技能認定検査免除申請書（別記様式第2号）に当該免除申請に該当する旨を証明する書類の写しを添付して、申請するものとする。

第3章 認定検査等

(認定検査等の方法等)

第13条 認定検査等は、警察車両の運転に必要な知識、技能及び運転適性について検査するものとする。

- 2 1級の認定検査にあつては、認定検査（1級）実施基準（別表第5）に基づき実施するものとし、緊急走行指導専門官が実技検査を行い、その結果等に基づき総括責任者が認定1級の可否を決定するものとする。
- 3 2級の認定検査にあつては、認定検査（2級）実施基準（別表第6）に基づき実施するものとし、所属検査員が実技検査を行い、その結果等に基づき、所属長が認定2級の可否を判定するものとする。この場合において、所属長は、認定検査を合格した者について総括責任者に報告し、総括責任者は、報告に基づき書面審査を行った上で認定2級の付与を決定するものとする。
- 4 所属長は、認定の種別に該当する警察車両を保有していないなどの理由により、認定検査を行えない場合は、副総括責任者と調整するものとする。
- 5 運転技能診断の確認方法にあつては、所属検査員が車両に同乗して当該職員の運転技能の確認を行い、その結果を所属長に報告するものとする。
- 6 5の報告を受けた所属長は、その結果等に基づき警察車両の運転の可否を決定するものとする。
- 7 認定を取得しようとする職員が、次の各号のいずれかに該当する場合、認定検査を免除することができる。
 - (1) 次に掲げる学校教養（専科）等を修了した職員であり、当該教養等を受けた車両に係る認定1級の認定検査
 - ア 警察緊急自動車運転技能中堅指導者専科
 - イ 警察緊急自動車運転技能者専科
 - ウ 安全運転中央研修所における警察緊急自動車課程

- (2) 新たに又は引き続き職員として採用する場合、当該職員が福井県警察、警視庁又は他道府県警察において認定を取得していたときは、当該認定と同等の級位の認定検査（認定検査結果の通知）

第14条 総括責任者は、認定検査の結果を該当する所属長に通知するものとする。

（認定等の取消し）

第15条 所属長は、認定を取得した職員等について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、速やかに別に定める報告様式により総括責任者に報告しなければならない。

- (1) 警察車両による交通事故
- (2) 私用車両による交通事故のうち、認定を取得した職員等に重大な過失があると認める場合
- (3) 職員が身体的又は精神的障害を負うなどの理由により、車両を運転することが適当でないと認める場合
- (4) その他所属長が、認定を所持することが適当でない、又は赤色回転灯が設置されていない警察車両を運転することが適当でないと認める場合

2 総括責任者は、前項の規定により報告された職員のうち必要と認める場合は、認定及び赤色回転灯が設置されていない警察車両の運転の決定の確認検査を行うものとし、その結果により当該職員の認定の取消し又は赤色回転灯が設置されていない警察車両の運転の決定の取消しを行うものとする。

3 認定の取消しを受けた職員は、取消しを受けた日から1年間、認定検査を受検できないものとする。

（認定の管理）

第16条 総括責任者は、警察車両運転技能認定管理システム（以下「管理システム」という。）により、職員の認定種別、級位、認定取得年月日、交通事故歴及び自動車運転免許種別を管理するものとする。

2 総括責任者は、職員の認定種別、級位等に変更があったときは、管理システムにより修正等を行うものとする。

3 認定に関する事務は、本部の警務課において処理するものとする。

（細部事項）

第17条 この訓令の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行前に各認定種別3級を取得した職員は、赤色回転灯が設置されていない警察車両に限り運転することができる。

附 則（令和元年8月29日福井県警察本部訓令第26号）

この訓令は、令和元年8月29日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

級 位 の 運 転 条 件

1 級	全ての警察車両を運転することができる。
2 級	全ての警察車両を運転することができるが、緊急自動車として運転してはならない。 ※ 緊急やむを得ない場合に限り、緊急自動車として運転することができる。ただし、中型自動車及び準中型自動車については、運転免許所持期間が 3 年以上の者に限る。

別表第 2（第 8 条関係）

認定種別ごとの運転できる車両

認定種別	運転できる車両種別
大型技能認定	大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車
中型技能認定	中型自動車、準中型自動車及び普通自動車
普通技能認定	中型自動車（※）、準中型自動車（※）及び普通自動車
大型自動二輪技能認定	大型自動二輪車及び普通自動二輪車
普通自動二輪技能認定	普通自動二輪車

※ 普通技能認定で中型自動車及び準中型自動車を運転できる職員については、別に定めるところによる。

別表第3（第9条関係）

受 検 資 格

認定種別	認定取得・保持に必要な免許種別	級位及び条件
大型技能認定	・大型免許	1級 (1) 普通免許の所持期間が3年以上あること。
中型技能認定	次のいずれかの免許 ・大型免許 ・中型免許	(2) 過去2年以内に交通事故歴がないこと。
普通技能認定	次のいずれかの免許 ・大型免許 ・中型免許 ・準中型免許 ・普通免許	(3) 過去1年以内に交通関係法令違反歴がないこと。 (4) 現に2級を取得していること。 2級 (1) 普通免許の所持期間が2年以上あること。
大型自動二輪技能認定	・大型自動二輪免許	1級 (1) 普通自動二輪免許又は大型自動二輪免許の所持期間が2年以上あること。
普通自動二輪技能認定	次のいずれかの免許 ・大型自動二輪免許 ・普通自動二輪免許	(2) 過去2年以内に交通事故歴（四輪自動車による交通事故歴で物の損壊に係るものを除く。）がないこと。 (3) 過去1年以内に交通関係法令違反歴がないこと。 (4) 現に2級を取得している者であり、かつ、所属長が当該緊急自動車の運転技能及び適性があると認める者であること。 2級 (1) 普通自動二輪免許又は大型自動二輪免許の所持期間が2年以上あること。 (2) 過去1年以内に交通事故歴（四輪自動車による交通事故歴で物の損壊に係るものを除く。）又は交通関係法令違反歴がないこと。

別表第 4 (第10条関係)

受 検 資 格 の 特 例

1 級	<ul style="list-style-type: none">(1) 過去 2 年以内に交通事故歴又は交通関係法令違反歴がないこと。(2) 道路交通法施行規則 (昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号) 第 1 5 条の 2 に規定する緊急自動車の運転資格の審査に合格していること。(3) 所属で行う乗車訓練を修了しており、かつ、所属長が当該緊急自動車の運転技能及び適性があると認める者であること。
-----	--

別表第5（第13条関係）

認定検査（1級）実施基準

【実技検査】

緊急走行指導専門官が次の項目に関する実技検査を行い、認定1級に必要な知識、技能及び運転適性を有しているか判定するものとする。

- 1 基本走行
 - (1) 適正なドライビングポジション
 - (2) 適正な運転操作
 - (3) 適正な安全確認
- 2 緊急走行
 - (1) 赤色灯の点灯並びにマイク及びサイレンの使用方法
 - (2) 事案の特性及び道路環境に応じた運転方法
 - (3) 交差点等危険な場所における一時停止及び徐行による安全確認方法
 - (4) 歩行者等側面通過の際の協力依頼方法
 - (5) 助手席同乗者の安全呼称及びマイク広報の方法

【教養の受講】

実技検査に合格した者について、緊急走行指導専門官が次の項目の教養を実施するものとする。当該教養は、必須とする。

- 1 緊急自動車の法令
 - (1) 緊急自動車の要件
 - (2) 緊急自動車の特例
 - ア 緊急執行中の特例
 - イ 最高速度違反取締りに従事する自動車の特例
 - ウ 専ら交通取締りに従事する自動車の特例
 - エ 通常走行時の特例
 - (3) 駐車に関する特例
 - (4) 緊急自動車の優先
 - (5) 歩行者の避譲義務
 - (6) 緊急自動車でも特例を受けない行為
 - (7) 正当業務行為
 - (8) 緊急自動車の運転資格等
- 2 緊急走行で追跡活動を行う際の配意事項
- 3 パトカーによる追跡行為に係る判例
- 4 職員が第1当事者となる交通事故の発生状況
- 5 警察車両の修繕状況

別表第6（第13条関係）

認定検査（2級）実施基準

次の条件を満たす場所において、所属検査員が同乗して実技検査を行い、認定2級に必要な知識、技能及び運転適性を有しているか判定するものとする。

課 題	信号通過、一時停止及び横断歩道の通過	右折 左折	車庫入れ ※二輪は除く。	進路変更	総走行距離
回数等	それぞれ 3回以上	それぞれ 3回以上	1回以上	2回以上	5 km以上 ※おおむね 20分

※ 進路変更は、原則片側2車線以上ある道路で実施する。

※ 車庫入れは、駐車枠がある場所で行うこととし、後退して駐車枠内に車体を完全に入れること。

また、切り返しは3回までとし、4回以上行えば不適とする。

別記様式省略